一基、溝状遺構などが検出されている。墨書土器は文字の判読不能なものも含めて一二五点出土した。同一墨書銘には「祁」（三八点）、「三」（三四点）、「十」「連」「否」（各四点）がある。

木簡は、二次調査のB区北側一二〇mで掘った試掘坑（TP三〇）から一点出土している。伴出遺物はないが、平安時代の遺構面からの出土であるので、同時期の遺物と考えられる。

8 木簡の釈文・内容

(1) 大戸□西□〔ロカ〕　(178)×21×7.3　081

上下両端が欠損しており、墨書面には刃物による横の刻線が、一～二cmの間隔で連続して認められる。

9 関係文献

山形県教育委員会『新青渡遺跡第2次発掘調査報告書』（山形県埋蔵文化財調査報告書第79集　一九八四年）

（安部　実）

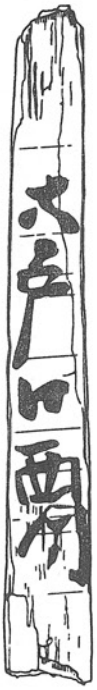

(1)

秋田・払田柵（ほったのさく）跡

1 所在地　秋田県仙北郡仙北町払田、千畑町本堂城回

2 調査期間　一九八六年（昭61）四月～九月

3 発掘機関　秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

4 調査担当者　船木義勝

5 遺跡の種類　城柵官衙跡

6 遺跡の年代　平安時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

払田柵跡は雄物川の中流域に近い大曲市の東方約六km、横手盆地北側の仙北平野中央部に位置し、第三紀硬質泥岩の真山・長森の丘陵を中心として、北側の烏川・矢島川、南側の丸子川に囲まれた沖積地に立地する。遺跡は長森を中心とする内郭（線）と、長森・真山を含む外郭（線）に囲まれている。内郭線は石塁、築地土塀と角材列が連なり、南・北・東に八脚門がつく。

（六　郷）

外郭線は角材列が一列にならび、延長約三・六kmで、東西南北に八脚門がつく。外郭南門、内郭南門延長上の長森丘陵上に政庁がある。政庁は板塀で区画され、正殿・東脇殿・西脇殿や付属建物群が配置されている。これら政庁の建物はⅠ～Ⅴ期の変遷があり、創建は八世紀末、終末は一一世紀初頭である。

第六五次調査は内郭南門西部を対象とし、第五五次調査と一部重複する。調査の結果、内郭南門の南西隅柱から西へ連なる内郭線（石塁・築地土塀・角材列）を検出した。この内郭線はSX六八七盛土整地地業のうえに構築されている。

木簡はSX六八七盛土整地地業より下層の、SX七二五から、材木、木製品・樹皮などと共に出土した。したがって木簡の埋没時期は、政庁の「第Ⅰ期直前」期であり、八世紀末の実年代を与えている。

8　木簡の釈文・内容

(1)　□□
　　□□
　　〔並カ〕

091

(2)　〔廣カ〕
　　□
　　□

091

(3)　副　(189)×(20.5)×(18.4)　065

(4)　〔義カ〕〔義カ〕
　　□義義□

091

(3)は上部・下部は欠損し、表面・右側面は原形を保つが、裏面から左側面にかけては割れ膚であり、使用後割られたものか、割られたものを再利用したものかは不明である。

釈文は国立歴史民俗博物館助教授平川南氏の御教示による。

9　関係文献

秋田県教育庁払田柵跡調査事務所『払田柵跡―第六五～六七次調査概要―払田柵跡調査事務所年報一九八六』（一九八七年）

（船木義勝）

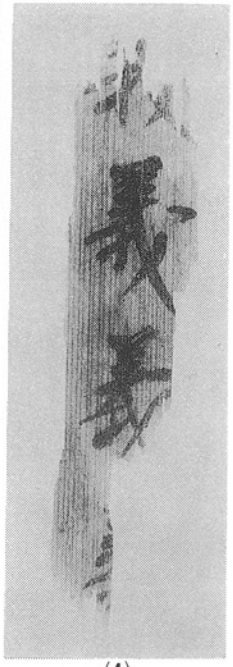
(4)

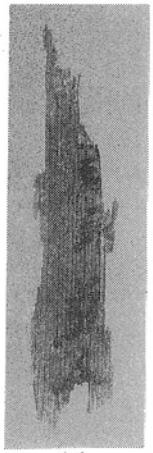
(1)

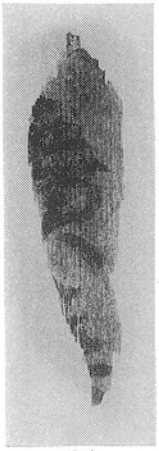
(2)